

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きは、そ
の翌日が休日に當
たる場合)

◆公安告示

土地区画整理事業による換地処分
昭和三十九年四月鳥取県告示第九百十九号の一部改正
風俗営業等取締法による公開の聴聞の開催

◆告示

町及び字の区域の変更
保険医療機関の指定
農業振興地域の指定

地籍調査の成果の認証

小売販売業者甲の業者登録

昭和四十六年十月鳥取県告示第八百三十八号の廃止

解除予定の保安林

鳥取県告示第九百五十一号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

町及び字の名称
同上の区域（昭和四十六年五月十一日現在の地番による。）

- 土地改良事業計画等の適否の決定
- 土地改良区の定款の変更
- 土地改良区の設立の認可
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定

古海字中開発

古海字中開発の全域、古海字堀川端ノ二のうち六一三ノ一及び六一四ノ一と一体をなす国有地の一部、古海字川端開発六八一ノ一と一体をなす国有地の一部、古海字西開発六八七、六九四ノ三、六九七ノ二及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字割符一三三ノ三、一三四ノ二、一三五ノ一、一三五ノ四、一三七ノ二、一三七ノ三及びこれらと一体をなす国有地、

| | |
|--|--|
| 古海字石堂田ノ一のうち一三八、一三九ノ一、一四七ノ一及びこれらと一体をなす国有地並びに徳尾字上四反ノ二のうち一六〇ノ一及び一六四と一体をなす国有地の一部 | 古海字堀川端の二のうち六一三ノ一及び六一四ノ一と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 古海字川端開発のうち六八一ノ一と一体をなす国有地の一部、六八一ノ二及びこれと一体をなす国有地以外の区域 | 古海字川端開発のうち六八一ノ一と一体をなす国有地のうち一六八一ノ二及びこれと一体をなす国有地以外の区域 |
| 古海字西開発のうち六八七、六九四ノ三、六九七ノ二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 | 古海字西開発のうち六八七、六九四ノ三、六九七ノ二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 徳尾字割符のうち一三三ノ三、一三四ノ二、一三五ノ一、一三五ノ四、一三七ノ二、一三七ノ三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 | 徳尾字割符のうち一三三ノ三、一三四ノ二、一三五ノ一、一三五ノ四、一三七ノ二、一三七ノ三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 徳尾字石堂田ノ一のうち一三八、一三九ノ一、一四四、一四五、一四七ノ一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 | 徳尾字石堂田ノ一のうち一三八、一三九ノ一、一四四、一四五、一四七ノ一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 徳尾字上四反ノ二のうち一六〇ノ一及び一六四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに徳尾字石堂田ノ一のうち一四四及び一四五 | 徳尾字上四反ノ二のうち一六〇ノ一及び一六四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに徳尾字石堂田ノ一のうち一四四及び一四五 |

鳥取県告示第九百五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|-----------|---------------|
| 繩 田 医 院 | 鳥取市元町四三三 | 昭和四十六年十一月二十四日 |
| 小林歯科医院 | 米子市昭和町七一 | 十八日 |
| | 八頭郡用瀬町二六七 | 十七日 |

鳥取県告示第九百五十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定に基づき、用瀬町、東郷町、羽合町、閑金町、淀江町、会見町及び日野町に係る農業振興地域を次のとおり指定する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政企画課及び関係地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 名 称 | 区 域 |
|------|---|
| 用瀬地域 | 用瀬町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和四十六年一月鳥取県告示第四十六号で定めた八頭森林計画区に係る地域森林計画の用瀬町に係る林班番号七、八、十一から十八まで、二十四から二十八まで、三十一から三十五まで、四十二から四十六まで、四十八から六十二まで、六十五から七十一まで、七十三から七五五まで、七十八から九一まで、九十四、九十五、百二及び百三の全部の区域、同林班番号三十六の一部の区域、昭和四十六年四月一日現在の国有林の林班番号八十二から八十四までの全部の区域並びに奥山谷ほか一、奥ノ谷及び大畠谷官行造林地の全部の区域（第一号図から第十一号図までの赤色で着色した区域） （「第一号図から第十一号図まで」は、省略する。） |
| 東郷地域 | 東郷町の全域 |
| 羽合地域 | 羽合町の全域 |
| 閑金地域 | 閑金町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和四十四年一月鳥取県告示第五号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の閑金町に係る林班番号二から九まで、十二、十三、十五から二十まで、二十二、二十三、二十五、二十六、三十九から四十二まで、五十一から五十四まで、五十七、五十八及び六十から六十五までの全部の区域、同林班番号一、二十一、二十四、二十七、三十、三十一、三十三から三十八まで、四十三、四十四、四十六、四十七、四十九、五十及び五十 |

| | |
|------|--|
| 淀江地域 | 淀江町の全域 |
| 会見地域 | 会見町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の会見町に係る林班番号二十一、二十三及び二十四の全部の区域並びに同林班番号四から六まで、十二から十四まで、二十二、二十五、二十七、二十八及び三十一から三十七までの一部の区域（第一号図から第四号図までの赤色で着色した区域） （「第一号図から第四号図まで」は、省略する。） |
| 日野地域 | 日野町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和四十五年一月鳥取県告示第十六号で定めた日野森林計画区に係る地域森林計画の日野町に係る林班番号一から八まで、十から五十七まで、五十九から八十五まで、八十七、九十、九十二、九十八、百一から百四十一まで、百四十三から百八十三まで、百八十九及び百九十の全部の区域、同林班番号九の一部の区域並びに昭和四十六年四月一日現在の朝刈官行造林地の全部の区域（第一号図から第十六号図までの赤色で着色した区域） |

(「第一号國から第十六号國まで」は、省略する。)

鳥取県告示第九百五十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名又は名称 住 所
島根第八号 四六、一〇、二五 山東農業協同組合
組合長理事 中原義孝 気高郡氣高町大字勝見六一九

気高郡氣高町大字勝見六五八 気高町

鳥振第二六、二七及び二八号は統合により廃止

鳥取県告示第九百五十六号

昭和四十六年十月鳥取県告示第八百三十八号（牛等の移入を禁止する区域の指定について）は、昭和四十六年十一月二十九日限り廃止する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百五十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 主 体 業 | 調 査 年 度 | | 調 査 地 区 | 認 証 面 積 | 摘 要 |
|-------|-------------------|---------------------------|----------------------|----------------------|--|
| | 昭 和 三 十 八 年 度 ま で | 昭 和 三 十 九 年 度 ま で | | | |
| 氣 高 町 | 昭 和 三十九 年 度 ま で | 氣 高 町 大 字 日 光 、 下 坂 本 、 | 浜 村 、 宝 木 の 一 部 | | |
| " | 昭 和 四 十 一 年 度 ま で | 氣 高 町 大 字 下 坂 本 の 一 部 | 常 松 、 富 吉 の 一 部 | | |
| " | 昭 和 四 十 一 年 度 か ら | 氣 高 町 大 字 上 坂 本 、 下 坂 本 、 | 二 本 木 、 重 高 の 一 部 | 九 九 ・ 八 七 ヘ ク タール | |
| " | 昭 和 四 十 二 年 度 ま で | 氣 高 町 大 字 上 坂 本 、 下 坂 本 、 | 八 九 ・ 一 一 ヘ ク タール | | " |
| | | | | | の み 認 証 の み 認 証 |

00549

八頭郡智頭町大字芦津字中山七八二ノ一（次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百五十九号
 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
 昭和四十六年十二月三十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字二タ股三一八九ノ七、三二九一ノ一、三二九

一ノ二、大字田後字才谷東側三一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百五十八号
 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字中江一三三三一、一三三四ノ一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百六十号
 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
 昭和四十六年十一月三十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇ノ一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

大學実験研究は場敷地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百六十一号

昭和四十六年九月六日付で東伯郡大栄町大字西高尾四六二番地杉本進ほか十五人の者から申請のあつた高尾土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第五項の規定により、次のことおり告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、若土土地改良区の定款の変更を昭和四十六年十一月二十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百六十三号

昭和四十六年九月二十八日付で東伯郡閔金町大字明高一、一九四番地閔金土地改良区設立委員大本正顕ほか十五人の者から申請のあつたカウモ井手土地改良区、狹理井手土地改良区、南谷土地改良区及び佐野井手土地改良区が合併して閔金土地改良区を設立することについては、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定に基づき、昭和四六年十一月二十四日認可したので、同法同条第三項の規定により、次のことおり告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 合併により設立する土地改良区

閔金土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

カウモ井手土地改良区

狹理井手土地改良区

南谷土地改良区

佐野井手土地改良区

00551

鳥取県告示第九百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月十一日付で米子市富益町四六八番地足立春雄ほか十五人の者から申請のあつた県當で行なう土地改良（美保地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（美保地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画

二 縦覧に供する書類の名称

書の写し

三 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月一日から二十日間とする。

四 縦覧に供する場所

米子市役所

五 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

六 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十六年十月二十三日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良（石塚地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

七 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

八 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月三十日

いて準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十六号

九 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

十 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取市高草団地土地地区画整理事業施行地区的宅地について、昭和四十六年十一月十九日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百六十七号

昭和四十六年十月二十七日付で日野町長から申請のあつた土地改良（小河内地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県告示第九百六十八号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号（鳥取県指定金融機関の名称、位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のよう改正する。

昭和四十六年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行大阪支店 大阪市東区本町四丁目 大阪市二丁目 大阪市 収納及び支払事務」を「株式会社山陰合同銀行大阪支店 大阪市東区平野町

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十四号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

00553

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十六年十二月八日

午前十時三十分から

米子市糀町一丁目一五一

米子警察署

二 聽聞当事者の住所及び氏名

米子市東福原一二〇の三

京田弘子

米子市岩倉町六八の二

西山光子

東伯郡東伯町大字徳万一一五の一

谷田富士子

東伯郡東伯町大字徳万三七九の二

谷田由美子